

平成 25 年 9 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

9月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 48 号	八戸市指定管理者選定委員会（八戸市教育委員会）委員の委嘱及び任命 について	1
議案第 49 号	八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の 制定について	3
議案第 50 号	八戸市防災教育の日の制定について	7

議案第 48 号

八戸市指定管理者選定委員会（八戸市教育委員会）委員の委嘱及び任命について
八戸市指定管理者選定委員会（八戸市教育委員会）委員に別紙の者を委嘱及び任命する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

八戸市教育委員会が所管する八戸市史跡根城の広場の指定管理者の指定期間終了に伴い、次期指定管理者の候補者を選定するため、八戸市指定管理者選定委員会(八戸市教育委員会)委員を委嘱及び任命するためのものである。

【委嘱】

	氏 名	所 属
委員	木 村 のり おき き むら 憲 興	八戸市文化協会 文芸部副部長
委員	工 藤 みちこ く どう 藤 美知子	ファチマ幼稚園園長
委員	新 原 ひで お にい はら ひで お 新 原 秀 郎	八戸市博物館協議会会長
委員	柳 や 谷 つよし やなぎ や 谷 つよし 柳 谷 強	根城地区連合町内会会長

【任命】

	氏 名	役 職 名
委員長	伊 藤 ひろ あき い どう 藤 博 章	教育長
委員	佐 藤 ひろ し さ どう 藤 浩 志	教育部長
委員	澤 田 たか お さわ だ たか お 澤 田 多嘉男	教育部次長兼教育総務課長
委員	小笠原 よし のり お がさわら よし のり 小笠原 善 範	博物館副館長

任期は、平成 25 年 10 月 9 日から当該調査審議の終了までとする。

議案第 49 号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

年度によって夏季休業及び冬季休業終了の日が変動することから、円滑な教育課程実施のため、夏季休業の終了日を 8 月 21 日に、冬期休業の終了日を 1 月 13 日にそれぞれ定めるものである。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「(その日が木曜日に当たるときは8月20日、その日が金曜日又は土曜日に当たるときは8月19日)」を削り、同項第5号中「(その日が金曜日に当たるときは1月12日、その日が土曜日に当たるときは1月11日、その日が日曜日に当たるときは1月10日)」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月21日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から1月13日まで</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月21日 <u>(その日が木曜日に当たるときは8月20日、その日が金曜日又は土曜日に当たるときは8月19日) まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 12月24日から1月13日 <u>(その日が金曜日に当たるときは1月12日、その日が土曜日に当たるときは1月11日、その日が日曜日に当たるときは1月10日) まで</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

議案第 50 号

八戸市防災教育の日の制定について
八戸市防災教育の日を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

八戸市防災教育の日を制定することにより、市内小中学校の防災教育の充実と災害に対する意識の高揚に資するためのものである。

1 名 称

「八戸市防災教育の日」

2 期 日

毎年3月11日

3 趣 旨

- (1)東日本大震災の体験を決して風化させることなく、継続して児童生徒の防災意識の高揚を図る契機とする。
- (2)地域・学校の実情に即した取組を通じて、児童生徒の「自分の命は自分で守る態度」「他者を思いやる心」「将来にわたって安全安心な街づくりに貢献する姿勢」の育成に資する。